

令和7年度 第10回天童市農業委員会総会 会議録

令和8年1月13日（火）午前10時 第10回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野 真	2番	齋藤 照一
3番	五十嵐 晋	4番	清野 貢市
5番	矢野 美佐子	6番	今野 滋
7番	三宅 藤義	8番	高橋 昭義
9番	白田 好之	10番	大石 吉隆
11番	山崎 紀子	12番	小川 晋
13番	武田 仁	14番	五十嵐 慶一
15番	須藤 隆司	16番	富樫 秀幸
17番	松田 康政	18番	荒沢 亨
19番	佐藤 悦雄		

2 欠席委員 なし

3 出席職員

事務局長	花輪 達也	事務局長補佐	澤 章子
副主任	小川 順一	主 事	海老名 美咲
主 事	花輪 大夢		

4 議事日程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農業振興常任委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

第6 議 事

承認第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第30号 農地法第3条の規定による許可について

議 第31号 農地法第5条の規定による許可について

議 第32号 令和7年度第9回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る1月6日付け天童市農業委員会告示第1号をもって招集した令和7年度第10回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち、承認第15号、議第30号及び議第32号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議ございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　11番 山崎 紀子 委員

　　12番 小川 晋 委員

　　両委員にお願いします。

議 長 　　日程第4 委員長の報告を求めます。松田康政農業振興常任委員長。

松田委員 　　はい。本日、9時15分から第4回農業振興常任委員会を開催しました。内容につきましては2月に開催している農業振興常任委員会と農協

の懇談会について、今年度は農協の総務、経済常任委員会と懇談行うこととなりました。このことについて打ち合わせを行いました。また、農業振興常任委員会の令和8年度事業計画についても協議を行いました。以上終わります。

議長
事務局長

日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

はい。総会次第1ページ、事務処理報告を御覧ください。

12月15日開催の令和7年度第9回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」でございます。件数7件、合計面積1,770.80㎡になります。

続きまして2ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」でございます。件数2件、合計面積1,211㎡でございます。

続きまして4ページから6ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。件数14件、合計面積88,471.10㎡です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局長から事務処理報告がありました。皆様から質問等はございませんか。

松田委員

はい。

議長

松田委員。

松田委員

今報告がございましたが、1ページ目の2番、山口立石の分の申請人の住所等について、事務局のほうで再度御確認をお願いしたいと思っております。質問させていただきました。山形市には城下町ってあるんでしょうか。ホームページで確認したところ、こちらの方の弁護士さんのほうは城北となっているような気がしたので、再度御確認をお願いいたします。以上です。

議長

事務局。

仲野委員 はい。事由のとおりで問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 2番、仲野委員。3番までお願ひします。

仲野委員 はい。2番につきましても同様でよろしくお願ひいたします。3番もよろしくお願ひします。

議 長 4番、齋藤委員。

齋藤委員 はい。私のほうの担当が4番からずっと12番までになります。4番と5番は、契約の更新になりますので問題はないと思われまます。6番ですけれども、受人の■■■さん、若い38歳という方で、規模の拡大というふうなことで問題はないと思ひまます。7番、8番、9番がですね、契約の更新というふうなことで問題ないというふうにお願ひまます。10番、11番、受人の■■■■■さんの所有している畑に隣接している■■■さんの農地がありまして、これを規模の拡大というふうなことで10年の賃借権を設定というふうなことで問題ないというふうにお願ひまます。12番、受人の■■■さん、この方も若い方で意欲もあるということで、桃を作りたいというふうなことで問題ないというふうにお願ひまます。よろしくお願ひします。

議 長 13番、清野委員。

清野委員 はい。事由のとおり間違いありません。よろしくお願ひします。

議 長 14番、白田委員。

白田委員 はい。14番、■■■さんですけれども、あと14番■■■さんです。■■■さんは満50歳になります。まだ若いです。期間は5年になりますけれども、事由のとおり問題ないと思ひまますので、許可よろしくお願ひします。15番の■■■さんですけれども、年は73歳になります。■■■さんが借りるほうで、55歳になります。住所は小関になりますけれども、■■■さんは道満になります。契約期間は10年とちょっと長いですが、仕方ないかなと思ひまます。事由のとおり問題ないと思ひまますので、御理解の程よろしくお願ひします。以上です。

議 長 16番、五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。16番ですが、契約の更新なんで問題ないと思われまます。

17番につきましても私担当ですので御説明します。■■■■さんの圃場を以前作っていた方が解約されて、今度■■■■さんが耕作されるということだったので、問題ないと思われます。以上です。

議 長

18番、大石委員。

大石委員

はい。18番から20番までになります。18番の■■■■さんでございますけれども、実家の兄貴が亡くなりまして、相続をしたというようなことでございます。住所が福島県ということでございます。今まで耕作しておりました■■■■さんの方に売却ということ。19番につきましては再契約というようなことでございます。20番の■■■■さん、この方も実家の■■■■さんっていう方の娘さんで、東京にお住まいになってございます。近くの親戚の■■■■さんに作ってもらうといいですか、売却ということでございます。何ら問題ないというふうに思います。よろしくお願ひします。

議 長

21番、須藤委員。

須藤委員

はい。21番、やまがたさくらんぼファームっていうのは王将果樹園さんでございます、記載のとおり問題ございません。よろしくお願ひします。以上です。

議 長

22番、小川委員。

小川委員

はい。22番、何ら問題ないと判断しております。よろしくお願ひします。

議 長

23番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員

はい。渡人の■■■■さんは高掬の南部支所の向かいの家でして、ちょうどその前の県道の中山長岡線が間もなく拡幅になります。それで今までこの■■■■さんはけっこう作ってたんですが、小屋とかそういうものが道路拡幅によって全部なくなってしまうというようなことで、思い切って田んぼを全部作ってもらうっていうふうになったようです。受人の■■■■君は数少ない高掬の後継者の一人で、面積を見ても分るように、すでに23町歩ほど他の人のを作っております。問題ないと思ひます。次の24番、受人の■■■■さんも専業農家としてやってみて、他の人のもすでに2町歩ほど作っております。これも問題ない

と思います。それから25番、これは中山町の方ですが、この方も他の人のものを田んぼでもうすでに6町歩ほど作ってるので、規模拡大という事で問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 26番、高橋委員。

高橋委員 はい。私のほうから26番、27番、28番なんですが、■■■■さんは元JA職員でありまして、何ら問題ないと思われましてのでよろしくお願いします。以上です。

議長 29番、今野委員。

今野委員 はい。29番と31番ですので御説明いたします。まず29番、受人の■■■■さん。若手農業者でありまして、頑張っていらっしゃいますので何ら問題ないというふうに思います。あと31番、受人の■■■■さん、この方も5年くらい前に新規就農されて、野菜作りを頑張ってる方ですので問題ないというふうに思います。以上、お願いします。

議長 30番、荒沢委員。

荒沢委員 はい。30番の借り手の■■■■さん、面談して確認しておりますので、問題ありませんので、よろしくお願いします。■■■■さん所有の原町地内、比較的遠方にある土地でございますけれども、これを■■■■さん、すぐ隣に宅地がある方でございます、ちょうど隣の家の■■■■さんが購入するという事で、何ら問題ないかと思われまして。

議長 32番、武田委員。

武田委員 はい。私から32番、33番説明させていただきます。32番はですね、代替地の取得のためと記載がありますけれども、荒谷のほうの工業団地のほうの代替地ということでの取得でございます。33番は■■■■さんの畑を■■■■さんが借りるということで、この近辺、■■■■さんのほうが畑を集約をすすめていて、一生懸命果物作りなさっている若者ですので問題ないかと思われまして。すいません、32番の件なんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、■■■■さんが■■■■さんのほうの畑に借りることになっているんですけれども、ここですね、以前借りた方が契約されて10年くらいの契約をされておまして、そこでこの工業団地の代替地ってことで借りるようなことになったんですけれども、契約を

破棄された■■■■さんっていう方のほうがですね、2反歩ぐらいのラフランスがなくなるっていうことで、だいぶ困惑されて今おります。ラフランスを主力で頑張っている農家さんでしたので、書面上、交渉上、大変まともに交渉はなったと思うんですけども、なかなかこういう工業団地の影響でですね、荒谷の農地というか、一生懸命作っている方の農地がまた別な方に移るっていうのは、ちょっと、私も話を聞いててすごく、本人も悲しんでおられましたので、契約を破棄されたとしたらですね、そういう救済措置のようなものがあればいいのかなと、そういう案件でしたので、みなさん、そういうことがありましたら御助言のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。

荒沢委員 　　はい。

議 長 　　荒沢委員。

荒沢委員 　　2番の借り手の■■■■さん、現在、津山、天童、成生のほうにたぶん農地を持ってると思います。彼女新規就農なんですけれども、新規就農者に極力圃場はまとめておいたほうがいいよというふうなアドバイスしておりますので、だんだん広がってくると、彼女一人でたぶん農業に従事してると思いますので、そのへん、各農業委員の方、もしも■■■■さんが新しく農地を求めた場合にそのへんを考慮していただきながら指導のほうお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　仲野委員。

仲野委員 　　はい。お会いしたときにそのこと含めてお話してみたいと思います。

議 長 　　その他、質問等ございませんか。

（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。

議第30号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、議第30号は、許可することに決定しました。

議 長 　　議第31号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

はい。議第31号、農地法第5条の規定による許可について、御説明いたします。総会資料21ページを御覧ください。

番号1、大字原町字喜内■■■■外1筆。地目 台帳・現況ともに畑。面積187㎡。農地区分 3種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 農家住宅149.39㎡。また、関連事項の項目に併用地の情報が漏れていましたのでお知らせいたします。内容は雑種地378㎡です。お手数ですが関連事項の枠のところに「併用地 雑種地378㎡」を追加していただきますようお願いいたします。お手数をおかけしますがよろしくようお願いいたします。なお、総会資料の22ページに今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議長

続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

富樫委員。

富樫委員

はい。譲受人の■■■■（■■■■）さんは令和3年の新規就農者でございます。この方が農家住宅を建てるということで、併用地と合わせて購入するということでございます。当該地区はこの地図を見てもらうとおり3種農地であり、近隣の集落に連なる土地ということでやむを得ないものと判断いたしました。以上でございます。

議長

続いて、調査会委員の説明を求めます。

矢野美佐子委員。

矢野委員

はい。去る1月5日、今野委員と私が転用調査に行っていました。事務局と地区担当農業委員である富樫委員から説明があり、当地は周りを住宅に囲まれており、併用地も併せ公道に面しており転用致し方ないと思われました。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長

お諮りいたします。

議第31号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第31号は許可することに決定しました。

議 長 議第32号「令和7年度第9回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。

五十嵐晋委員 はい。関連ありますので退室します。

(五十嵐晋委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議第32号、令和7年度第9回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、説明いたします。総会資料の23ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。24ページから28ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会の次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積49,074㎡、出し手14件、受け手9件、筆数は29件です。次に利用権を再設定するものについては、合計面積8,947㎡、出し手1件、受け手1件、筆数は4件です。所有権を移転するものについては、合計面積925㎡、出し手1件、受け手1件、筆数は1件です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第32号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第32号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見をすることに決定しました。

(五十嵐晋委員 入室)

今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるようお願いし

ます。

事務局長

議長。

議 長

事務局長。

事務局長

先程、松田農業振興常任委員長から御質問がございました総会資料1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」の1ページの2番、申出人の住所が「山形市城下町」という記載がございました。こちらについて確認いたしました所、正しくは「山形市城北町[REDACTED]」の誤りでしたので、こちらのほう訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

議 長

本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第10回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前10時32分 閉会
